

ベトナムにおける優先権主張の手続



ナガトアンドパートナーズ

岡田 貴子
弁理士
パートナー

特許業務法人ナガトアンドパートナーズは、前身事務所である長門国際特許事務所（1985年7月1日創業）を承継し、国内外の特許・意匠・商標出願業務をはじめ、翻訳、図面作成、調査、年金管理、教育・講演活動等の業務を行っている。岡田氏は、ナガトアンドパートナーズのパートナー弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。また、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

【概要】

ベトナムにおいて条約に基づく優先権を主張して特許等を出願する場合、出願時の願書にその旨を明示しなければならない。また、出願日から3か月以内に第1国官庁による認証付きの最初の出願の写し（以下「優先権証明書」という。）を提出しなければならない。

【詳細及び留意点】

ベトナムでは、外国で出願したものと同一主題の特許・実用新案、同一の意匠、または同一の商標とその指定商品並びに役務について、外国での最初の出願日から起算される所定期間内（発明特許／実用新案特許：12か月、意匠／商標：6か月）にベトナムで出願する場合、優先権（ベトナム語「Quyền ưu tiên」）を享受することができる。以下に、パリ条約に基づく優先権主張について説明する。

1. 優先権を主張する旨の声明（政府決議 103/2006/NĐ-CP 第10条）

優先権を主張する出願人は、出願時に提出する願書に、優先権を主張する旨を明示しなければならない。出願時に優先権を主張する旨、および、その基礎となる出願番号、出願日、出願国を記載する必要がある。

2. 優先権証明書の提出（科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN、科学技術省通達 16/2016/TT-BKHCHN）

優先権を証明する書類は、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の場合を除き、最初の出願の第1国官庁による認証付き謄本とする(科学技術省通達16/2016/TT-BKHCHN 7.3.c)。優先権証明書はベトナム語以外の言語により提出することが可能であるが、知的財産庁の求めに応じて基礎出願の翻訳文の提出が必要になる場合がある(科学技術省通達01/2007/TT-BKHCHN 7.4.a)。

3. 優先権証明書の提出時期(科学技術省通達16/2016/TT-BKHCHN 13.6.a)後段)

優先権証明書は出願と同時、もしくは出願日から3か月以内に提出しなければならない。

4. 費用

優先権を主張する場合、優先権主張の費用600.000VND(1基礎出願あたり)を納付する必要がある。発明特許、実用新案特許、意匠、商標ともに同額である。

5. その他

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願によりベトナムを指定国とした場合、優先権証明書の提出は不要である。ベトナムにおいて2019年12月30日にハーグ協定のジュネーブ改正協定(1999年)が発効した。ハーグ制度を通じて、ベトナムにおいて意匠の保護を求めることが可能であるが、優先権証明書の提出に関する詳細規定は本稿執筆時点では存在を確認できていない。優先権証明書の提出の要否や提出期間を含め、確認が必要となることに留意が必要である。ベトナムはWIPO DAS(Digital Access Service)には参加していない。

・2019年12月30日発効 1999年改正協定への加盟:ベトナム(参考訳) 特許庁

https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/hague_ichiran/wipo_vietnam1999.html

・政府決議103/2006/NĐ-CP

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/so-huu-tri-tue/Nghi-dinh-103-2006-ND-CP-huong-dan-Luat-So-huu-tri-tue-ve-so-huu-cong-nghiep-14288.aspx>

・ 科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN

<https://www.most.gov.vn/en/Pages/Detaildocument.aspx?vID=19>

・ 科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN を改正した 16/2016/TT-BKHCHN

<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/17743>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)